# 昇降路内配管設備 性能評価業務方法書

## 第1条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の2の5第1項第三号の 認定に係る性能評価に適用する。

### 第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式等については別に定める申請要領による。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 評価申請概要書
- (3) 構造・機能説明書
- (4) 仕様書
- (5) 図 面
- (6) 配管支持方法説明書、構造強度検討書
- (7) 耐震性検討書
- (8) 施工方法説明書
- (9) 維持保全方法説明書
- (10) 試験を行うものにあっては試験結果報告書。試験に依らず、既存のデータ、計算等によって適合することを証明できる場合には、証明に必要な書面。
- (11) 製造、施工、維持保全管理体制
- (12) 会社概要
- (13) その他

### 第3条 評価の方法

#### (1) 評価の実施方法

- 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い、第1条の性能評価にあたっては本条(2)項に示す評価基準に従い、評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときには、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
- 3) 評価員は、評価上必要があるときは、実機試験等に立ち会うことができるものとする。
- 4) 配管設備の性能評価については、建築物によって敷設条件等が異なる場合があるため、 個別の性能評価を行うことができるものとする。

## (2) 評価基準

- 1) 通常時及び地震時において、配管設備が、昇降機のかごの昇降、かご及び出入り口の戸の開閉その他の昇降機の機能に支障がない構造方法であることについて、以下の事項について確認する。
  - ① 配管設備が、昇降機の機器の配置に支障のない位置に設置されていること。
  - ② 地震等による配管設備の変形、揺動等又は配管設備の支持部材の損傷等により、昇降機の機器及びその他の配管設備が破損するおそれのない構造としていること。
  - ③ 昇降機が昇降中又は停止中に地震等により昇降機のロープ、ケーブルその他これに類す

るものが揺動した場合に、配管設備はこれらのものが引掛からない措置が施されており、かつ、配管設備にこれらのものが当たった場合においても、配管設備は破損するおそれのない構造としていること。

- ④ 配管設備は、昇降機の機器を利用することなく、昇降路の壁等に堅固に固定されている
- ⑤ 配管設備から電磁誘導その他のノイズが発生して、昇降機の動力、制御、信号伝送等に 障害を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑥ 昇降機の電気設備(配線を含む。)による電磁誘導その他のノイズの影響を受けるおそれがないものであること。
- 2) 通常時、地震時又は火災時において、昇降機を利用する乗客及び昇降機の点検員等の安全が確保され、かつ、昇降機の構造及び機能に支障がないものとして、以下の事項について確認する。
  - ① 都市ガス、高圧気体、その他の気体を通す配管設備でないこと。
  - ② 給排水その他の液体を通す配管設備でないこと。
  - ③ 電源引込用の配線及び動力用の配線でないこと。
  - ④ 電気配線類は、帯電部が露出しない構造とし、配管設備の中に通していること。また、 電気設備に関する法令の規定に適合していること。
  - ⑤ 配管設備は難燃材料で造り又は覆ったものとしていること。
  - ⑥ 配管設備の昇降路内への引き込み部及び昇降路外への引き出し部で昇降路の壁、昇降路 頂部又は昇降路底部を貫通する部分は、令第129条の5第1項第七号に定める防火上支 障のない構造としていること。
- 3) 設置後の昇降機の運行、保守点検、改修工事等に支障のない構造であることとして以下の事項について確認する。
  - ① 昇降機の点検員、作業員等に、昇降機に必要な配管設備以外の配管設備であることを示すために、点検作業中等に見やすい場所に配管設備の種類が表示されるものであること。
  - ② 配管設備を設置後は、原則として、点検、交換等を行う必要がないものであること。

#### 第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 性能評価番号、性能評価完了年月日
- (2) 申請者名(会社名、代表者名、住所)
- (3) 配管設備の名称
- (4) 適用範囲
- (5) 性能評価内容
- (6) 性能評価結果
- (7) その他、評価過程で性能評価書に記述が必要と考えられる事項
- (8) 全体仕様書
- (9) 性能評価範囲を示す仕様書及び図面